

## 乙訓若竹苑 地域活動支援センター ふれあいサロンのご利用にあたって

### ～利用登録について～

- ・利用登録にあたっては地域活動支援センター事業Ⅱ型の受給者証が必要となります。住んでいる市町の障がい福祉担当課で利用申請をしてください。担当の相談支援専門員がいる方は利用したい旨を伝えてください。
- ・受給者証が新たに発行された時や内容の変更があった場合は必ずご提示ください。
- ・契約時に、「利用者の傷害見舞金補償制度(まごころワイド)」の加入（年間240円）をお願いします。
- ・お茶代として年間100円をご負担いただきます。お茶代は若竹苑で保管し、共同で使用する消耗品（苑で用意するお茶や調味料、文房具等）に使用します。
- ・利用は申し込み制です。必ず2ヶ月前～1週間前までに電話かFAXでお申し込み下さい。期日が過ぎてからのお申し込みについてはご相談下さい。

### ～ご利用について～

- ・朝9時から夕方4時まで、2名程度職員がいます。その時間内に来て下さい。
- ・若竹苑に来たら受付で出席印を押してください。レクリエーションの費用が必要な時は受付で集めます。
- ・持って来た荷物は荷物入れにいれ、各自で管理して下さい。
- ・昼食時間は正午～午後1時です。レクリエーション内容により変更があります。
- ・持参してきた昼食は必ず若竹苑内で食べて下さい。電子レンジでの温めやお湯は用意できます。
- ・隣のセブンイレブンに昼食を買いに行く場合は付き添いをします。（その他の時間帯での付き添いは行いません）
- ・パソコンやゲーム等は指定の場所をご利用できますが、数に限りがあるため譲り合ってご利用下さい。
- ・帰宅するときは職員に声をかけてください。

### ～持ち物について～

印鑑・お茶・ハンカチ・その他必要なもの（お金・エプロンなどチラシに書いているもの）

### ～注意事項について～

- ・自転車でお越しの際は駐輪場へ止めて下さい。自家用車での送迎については若竹苑前の駐車場をご使用下さい。通苑中や駐輪場及び駐車場内での事故について責任は負いません。自転車や車の任意保険の加入を各自でお願いします。

- ・土曜日は同じ建物内で日中一時支援を利用されている方がいます。
- ・スマホなどで撮った写真を他者と共有したり、SNS に上げるなどは個人情報保護の観点からご遠慮下さい。
- ・貴重品は原則持ってこないようにしてください。(各自で責任を持ち、身に着けるなどして管理してください)

～調理や飲食を伴うレクリエーションについて～

- ・アレルギーや感染症など配慮が必要な際は事前に教えて下さい。
- ・調理時は原則ゴム手袋を着用して頂きます。
- ・食器や調理器具は若竹苑のものを使用します。おはし、スプーン、フォークなどは各自ご用意ください。
- ・調理したものは若竹苑内で食べて帰ってください。お持ち帰りをご遠慮ください。

～その他～

- ・実費負担のレクリエーションについて、人数や材料等の加減で徴収額をすべて使い切ることが難しかったり、少し足りない場合もあるかもしれません。その際は共通で集めている「お茶代」へ残額を入れたり、そこから不足金を出したりします。ご理解の程よろしくお願い致します。
- ・レクリエーションは内容によって場所が異なります。集合時間・場所など間違えないようにチラシを確認してください。
- ・申し込みのキャンセルやお休みなどの連絡は分かった時点で若竹苑に連絡をしてください。当日のお休みは朝8時30分以降に電話連絡をしてください。
- ・レクリエーション費用のキャンセル料は原則かかりません。